『この会社、大丈夫かな？』
求職者にそう思われる前に。

ハラスメント対策を、採用で『選ばれる会社』づくりにも。

① 求職者にも、会社の姿勢は見られています。

2026年10月からは、求職者やインターンシップ参加者等へのセクハラ防止対策も事業主の義務になります。
採用活動においても、「安心して応募・参加できる会社」であることを示すことが、これまで以上に重要になります。

B・Cプランでは、求職者向け『HP掲載用の完成文案』までご用意します。

会社のハラスメント防止方針を、
求職者にも分かりやすく発信できます。

② 規程を作って終わりにしない。
全プランに『ハラスメント研修動画』をセット

ルールを整備しても、従業員に伝わっていなければ十分な対策にはなりません。
管理職・一般従業員が視聴できる約25分の研修動画を全プランに標準セット。
各自が好きなタイミングで、何度でも視聴できます。

- 約25分 負担なく視聴
- 管理職・一般 従業員向け
- 人数無制用 全員に展開
- 何度でも 繰り返しOK
- 期限なし 継続利用

③ 必要に応じて、さらに実務対応をプラスできます。

B・Cプラン限定

御社専用 カスハラ対応マニュアル

55,000円～（税込）

業種・顧客対応の実態をヒアリングし、
現場で迷わないための対応フローや
判断基準を御社専用に作成します。

全プラン対応

社外ハラスメント相談窓口

月額5,000円～（税込）

社内では相談しづらいケースにも対応。
外部相談窓口を設け、実際に相談できる
体制づくりを支援します。

10月施行前の個別対応をご希望の場合は、お早めに。
Cプラン等の個別対応は受付順にご案内します。

プランを選んで、そのままお申し込み
どのプランがよいか迷う場合は、担当者へご相談ください。

申込フォーム

社労士法人 びいずろうむ　電話 052-753-4866

社労士法人
びいずろうむ

2026年10月1日施行

カスハラ＆求職者等へのセクハラ対策が義務化

規程の整備、相談窓口の設置、防止ルールの作成……
必要な対策、できていますか？

カスタマーハラスメント対策
防止措置が義務化

求職者等へのセクハラ対策
防止措置が義務化

法改正に向けて、こんな準備が必要です。

1

必要な規程・方針を整備
カスハラ・求職者等へのセクハラについて、
必要な規程や会社方針を整えます。

2

相談窓口・対応体制を明確化
誰が相談を受け、相談後に
どのように対応するかを決めておきます。

3

カスハラ防止ルールを作成
従業員を守るための基本方針や、
顧客等への対応の考え方を明確にします。

4

採用活動のルールを整備
面接・インターン等を含む
求職者等へのセクハラ防止体制を整えます。

5

従業員・求職者へ周知
社内周知文、相談窓口案内、
求職者向けHP掲載文などを準備します。

6

社内教育を実施
整備したルールを実際に機能させるため、
従業員への周知・教育を行います。

御社に合わせて、3つのプランから選べます。

自社でどこまで対応するかによって、費用とサポート範囲が変わります。

自社で対応

A｜法改正対応 ひな形プラン
33,000円（税込）

法改正対応に必要な規程・方針・周知文等のひな形を一式提供。
自社で内容を確認・修正して運用するプランです。

自社作成＋プロが確認

B｜法改正対応 チェックプラン
55,000円（税込）

Aプランのひな形をもとに自社で作成した内容を社労士がチェック。
30分相談＋チェック1回を想定しています。

おすすめ

プロにまとめて任せる

C｜法改正対応 個別整備プラン
99,000円（税込）

現在の就業規則・ハラスメント規程を確認し、
御社仕様で法改正対応を一式整備。
HP掲載文、必要な届出、納品説明まで
対応します。

Cプランのポイント

法改正部分だけを継ぎ足すのではなく、
既存のパワハラ・セクハラ等も含め、
ハラスメント規程全体を整理します。

※カスハラ対応マニュアルはB・Cプラン限定の有料オプションです。